

船舶インシデント調査報告書

平成26年9月4日


運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

| | |
|---|---|
| インシデント種類 | 運航不能（燃料供給不能） |
| 発生日時 | 平成26年5月2日 05時30分ごろ |
| 発生場所 | 山形県酒田市飛島南方沖 飛島灯台から真方位185° 8.8海里付近 （概位 北緯39° 03.2′ 東経139° 32.4′） |
| インシデント調査の経過 | 平成26年5月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第八天龍丸 ^{てんりゅう} 、2.84トン YM3-3351（漁船登録番号）、個人所有 9.40m (Lr) × 2.30m × 0.60m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和56年7月7日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年1月25日 免許証交付日 平成23年2月9日 （平成28年4月10日まで有効） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | なし |
| インシデントの経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、飛島南方沖を対地速力約10ノットで南進中、主機の回転数が低下した。 船長は、燃料の供給が不足したと思って出港した酒田市飛島漁港へ戻ることとし、主機の回転数を更に減じて飛島南方沖を北進中、平成26年5月2日05時30分ごろ主機が停止した。 船長は、主機の燃料こし器を掃除しようとしたが、取付場所が狭い上に工具が足りなかったので、自力航行を断念して海上保安部へ救援を要請した。 本船は、来援した巡視艇にえい航されて酒田市酒田港に入港した。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、うねり 波向南西、波高約0.5m |
| その他の事項 | 船長は、本船を船舶所有者から購入し、新潟県佐渡市水津漁港へ回航中であった。（名義変更の手続きは、まだ行われていなかった。） |

| | |
|---|--|
| | <p>船長は、飛島漁港を出港する際、燃料を補給しており、本インシデント発生時、燃料が約1,100ℓ残っていた。</p> <p>本船の燃料は、燃料タンクから燃料こし器を通して主機に供給されるようになっていた。</p> <p>本船には、燃料タンクが4個設置されており、本インシデント発生時、全てのタンクの取出弁が開けられていた。</p> <p>修理会社は、本インシデント後、点検した結果、燃料こし器入口の燃料管継手部がスラッジ等で閉塞していることを確認した。</p> <p>本船は、以前にも燃料こし器入口の燃料管継手部が閉塞して主機が停止したことがあった。</p> <p>本船の燃料タンクには、マンホールがなく、内部の掃除を行うことができなかった。</p> <p>(写真1、写真2参照)</p> <p>燃料管継手部</p>  <p>写真1 燃料配管 写真2 燃料こし器への燃料流入方向</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、飛島南方沖を南進していたとき、主機の回転数が低下し、出港した港に戻ろうとして同沖を北進中、燃料こし器入口の燃料管継手部が閉塞したことから、主機への燃料供給が不能となって主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船の燃料タンクには、マンホールがなく、内部の掃除を行うことができず、燃料タンク内に汚損が進行して生じたスラッジ等が燃料配管内に入り、燃料こし器入口の燃料管継手部を閉塞したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本インシデントは、本船が、飛島南方沖を南進していたとき、主機の回転数が低下し、出港した港に戻ろうとして同沖を北進中、燃料こし器入口の燃料管継手部が閉塞したため、主機への燃料供給が不能となって主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 参考 | <p>船長は、本インシデント後、燃料タンク内の燃料を全量取り替えるとともに、燃料タンクから主機に至る配管を全て取り替え、また、燃料こし器を新替えの上、同こし器を1個増設した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 燃料配管がスラッジ等で閉塞した場合は、配管の掃除だけではなく、内部の掃除を行えるよう、燃料タンクにはマンホール等の点検口を設けることが望まれる。 |
|-----------|--|